

第 16 号議案参考資料

議 案 名

桶川市手数料条例の一部を改正する条例

1 提案理由

建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 別表の項が繰り下げられたことに伴い、引用部分の整理を行う。

(第 4 条関係)

(2) 建築物に関する確認の申請又は計画の通知について、区分の見直し及び手数料の額の改定を行う。

(別表第 3 4 項関係)

(3) 次に掲げる事務について手数料を定める。

ア 昇降機を含む建築物に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査

(別表第 3 5 項関係)

イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査

(別表第 3 6 項関係)

ウ 建築設備に関する確認の申請又は計画の通知に対する審査

(別表第 3 7 項関係)

(4) (3)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第 3 8 項関係)

(5) 項の繰下げを行うとともに、建築物に関する完了検査について、区分の見直し及び手数料の額の改定を行う。

(別表第 3 9 項関係)

(6) 次に掲げる事務について手数料を定める。

ア 昇降機を含む建築物に関する完了検査

(別表第40項関係)

イ 要確認特定建築行為又は要通知特定建築行為に係る建築物に関する完了検査

(別表第41項関係)

ウ 建築設備に関する完了検査

(別表第42項関係)

(7) (3)及び(6)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第43項関係)

(8) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査について手数料を定める。

(別表第44項関係)

(9) (3)、(6)及び(8)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第45項から第61項まで関係)

(10) 項の繰下げを行うとともに、業務範囲の見直し及び省エネ基準への適合確認の審査の追加に伴い、区分の見直し及び字句の整理を行い、当該審査について手数料を定める。

(別表第62項及び第63項関係)

(11) (3)、(6)及び(8)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第64項及び第65項関係)

(12) 項の繰下げを行うとともに、業務範囲の見直し及び省エネ基準への適合性の評価方法の追加等に伴い、区分の見直し及び字句の整理を行い、新たな評価方法に対する審査について手数料を定める。

(別表第66項及び第67項関係)

(13) 項の繰下げを行うとともに、業務範囲の見直し及び省エネ基準適合義務の対象範囲の拡大に伴い、区分の見直し及び字句の整理を行い、住宅に対する審査について手数料を定める。

(別表第68項関係)

(14) 計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査について手数料を定める。

(別表第69項関係)

(15) 項の繰下げを行うとともに、業務範囲の見直し及び省エネ基準へ

の適合性の評価方法の追加等に伴い、区分の見直し及び字句の整理を行い、新たな評価方法に対する審査について手数料を定める。

(別表第70項及び第71項関係)

(16) 法律の規定が削られたことに伴い、建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の項を削る。

(改正前の別表第64項関係)

(17) 項の繰下げを行うとともに、業務範囲の見直し及び省エネ基準適合義務の対象範囲の拡大に伴い、区分の見直し及び字句の整理を行い、住宅に対する審査について手数料を定める。

(別表第72項関係)

(18) (3)、(6)、(8)及び(14)の改正に伴い、項の繰下げを行う。

(別表第73項から第91項まで関係)

3 施行期日

令和7年4月1日